

慶應義塾大学学術情報リポジトリ  
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	パネル・ディスカッション： ミャンマーおよび日本における法・司法制度改革の現状と課題
Sub Title	Panel Discussion : The development of legal and judicial reform in Myanmar and Japan
Author	
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2013
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.27 (2013. 10) ,p.89- 104
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集：ミャンマーにおける法・司法制度改革の現状と展望
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20131025-0089">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20131025-0089</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 特集：ミャンマーにおける法・司法制度改革の現状と展望

### パネル・ディスカッション

# ミャンマーおよび日本における 法・司法制度改革の現状と課題

トゥー・ジャー (Tu Jar) ミャンマー連邦カチン州高等裁判所長官

ティン・ティン・ヌウェ (Thin Thin Nwe) ヤンゴン管区高等裁判所判事

セイン・タン (Sein Than) ミャンマー連邦最高裁判所事務局長

堀籠幸男 慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授 元最高裁判所判事

野口元郎 法務省法務総合研究所国際協力部長 元国連カンボジア特別法廷判事

矢吹公敏 日本弁護士連合会国際交流委員会委員長 弁護士

鹿内徳行 三田法曹会会长 弁護士

山本信人 慶應義塾大学法学部教授

松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授（司会）

（松尾） パネル・ディスカッションでは、ミャンマーの司法制度改革に関する4つの講演をベースにして、日本との比較も加え、司法アクセスの実際状況に立ち入って議論を深めてまいりたいと存じます。

最初に、ミャンマー側からの講演を受け、日本における最近の司法制度改革の特色について、日本側を代表して、堀籠幸男先生からコメントをいただきたいと思います。日本の司法制度改革の基本構想を提示した平成13（2001）年の『司法制度改革審議会意見書』から10年余りが経過しました。この間、日本の司法制度には実際どのような変化があったでしょうか。裁判官として活躍してこられた堀籠先生の目から見て、とくに強く感じておられる点を中心にコメントをいただきたいと思います。では堀籠先生、よろしくお願ひいたします。

（堀籠） ただいま紹介を受けました堀籠でございます。本日はわが国の司法制度改革の目的、成果、問題点、および今後の展望について簡単に話したいと思います。

第1に司法制度改革の背景および目的ですが、わが国は20世紀末に21世紀のわが国のあるべき姿を求め、政治改革、行政改革、地方分権の推進、規制緩和等の経済構造改革等の諸改革が提唱され実行されてきましたが、このような改革を完成するためには、司法改革を行い、法の支配の確立が必要であると認識されるようになりました。

このような認識の下で平成11（1999）年7月に、法律により内閣に司法制度改革審議会が設置されました。この審議会の目的は、司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実、強化等の基本的施策について審議するということでした。司法制度改革審議会は2年間に延べ60回を超える会議を開催し、平成13（2001）年6月12日に意見書を提出したものです。

第2に意見書の主たる内容ですが、意見書が提唱する21世紀の司法制度の姿は3つの柱から成り立っております。1つ目は国民の期待に応える司法制度、制度的基盤の整備であり、2つ目は司法制度を支える法曹の在り方、人的基盤の拡充であり、3つ目は国民的基盤の確立、国民の司法参加です。

1つ目の国民の期待に応える司法制度の関係ですが、従来わが国では、「2割司法」とやゆされるほどで、法的紛争のうち裁判所で紛争を解決する事件の割合が少なかったわけです。国民にとってより利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法とするために、司法へのアクセスを拡充するとともに、より公正で適正かつ迅速な審理を実現することを目的とする制度の構築をすべきであるとされました。

2つ目の司法制度を支える法曹の在り方についてですが、高度の専門的な法的知識を有することはもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に、十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において厚い層を成して活躍する法曹を獲得すべきであるとされました。

3つ目の国民的基盤の確立の点では、国民は一定の訴訟手続への参加をはじめ、各種の関与を通じて司法への理解を深め、これを支えるべきだとされました。

第3に改革の成果ですが、1つ目の国民の期待に応える司法制度の関係では次のような改革が行われました。まず民事司法制度の分野では、民事裁判の充実強化のための民事訴訟法の改正、専門的知見を要する事件への対応を強化するため専門員制度の導入、知的財産事件への対応強化のため、知的財産高等裁判所の新設、労働事件への対応強化のため、労働審判制度の導入、裁判所へのアクセスの拡充のため、民事扶助制度の拡充が行われ、裁判外紛争解決手段、すなわちADRの拡充がされる等の改正が行われました。

つぎに刑事司法制度の分野では、刑事裁判の充実強化のための刑事訴訟法の改正、被疑者被告人の公的弁護制度の整備、検察官審査会の権限の強化等が行われました。また国際化への対応としては、発展途上国への法整備支援を推進することとされました。

2つ目の司法を支える法曹の在り方の関係では、主たる改革は以下の2点です。第1点は法曹人口の拡大。法曹人口は平成9（1997）年には2万人程度でしたが、これを平成30（2018）年には5万人に拡大させるというもので、そのために司法試験の合格者を増やすということで増やしてまいりました。

第2点は法曹養成制度の改革で、法曹養成制度を改革し、法科大学院を設け、平成16（2004）年から法科大学院が設立され実施されました。

3つ目の国民的基盤の確立の関係では、国民の司法参加の制度として刑事訴訟手続に裁判員裁判制度を導入し、平成21（2009）年5月から実施されました。

第4に問題点と展望ですが、今回の司法制度改革は初期の目的を達成した面が多いと考えますが、ここでは今回の大きな改革である法曹人口と法科大学院制度の問題、および裁判員制度について述べることとします。

まず法曹人口と法科大学院制度では、司法試験の合格者の数についてですが、司法試験は本来資格試験ですから合格者数をあらかじめ設定すべきでないにもかかわらず、法曹三者の暗黙の合意により合格者数が設定されておりまし

た。今回の司法制度改革により、合格者数が700人から2,000人程度に増加し、最近では司法修習を修了しても弁護士として就職できない人が出ているといわれています。

私としてはアメリカのような訴訟社会は望みませんので、意見書にあるように合格者を3,000人に増加させるというのはやや無理があるのではないかと考えますが、他方、弁護士資格を有する人がいろいろな分野に進出することは好ましいことですから、弁護士の職域を拡大させるべきでしょう。また比較的低コストで法的サービスを受けられることは国民にとっても好ましいことですので、現在の2,000人程度の合格者を出すことは継続するのが相当ではないかと考えております。

他方、法科大学院は乱立であると私は考えます。法科大学院生徒の70%ないし80%が合格する制度といううたい文句でしたが、そうであれば、おのずから法科大学院の数には限りがあるというべきであろうと思います。法科大学院の認可はもっと厳しくすべきであったと考えます。

現時点では法科大学院の意思に反して認可の取消しを行うことは無理ですから、自然淘汰に任せるより方法はほかにないだろうと考えます。この場合、自然淘汰ということになると、大きな影響力をもつのは何かというと、最近数年間の合格者数および合格率であると考えます。

つぎに裁判員裁判制度ですが、裁判員裁判が実施されて3年6ヶ月が経過しました。裁判員裁判は日本国民のまじめさと常識的な判断をする人が多いことのため、大きな混乱もなくおおむねうまくいっており、司法制度改革としては成功したといってよいと私は考えます。今後、対象事件を拡大するかどうかという点は、国民の負担が増えることにかんがみ、もう少し経過を見た方がよいであろうと考えます。

裁判所としては運用の改善について検討すべきであろうと思います。そのためには多くの裁判員経験者からの意見を聴取し、裁判員として分かりやすく判断しやすい審理を行うにはどの点を改めるのがよいかということを検討すべきであろうと考えます。

(松尾) どうもありがとうございました。この10年余りの日本の司法制度改革の動向について、法曹人口や法科大学院のあり方、裁判員裁判制度の運用状況等についての堀籠先生の率直なご感想も交じえて、極めて的確に整理していただきました。

それでは翻ってミャンマーの司法制度の発展について、堀籠先生からご質問、またはコメントがおありでしょうか。お願いいいたします。

(堀籠) コメントと1つ質問があります。まずコメントについて、私の感想を述べます。民主主義国家であるためには、法の支配が確立していかなければなりません。そして法の支配が確立しているためには、法の解釈適用について独立した裁判所によって行われることが制度上保障されるとともに、運用上も実行されなければなりません。

ミャンマーの裁判所は、憲法によりその独立性が保障されており、最高裁判所には司法制度に対する法律案提出権および予算案提出権が付与されており、制度的にはヨーロッパ諸国の裁判所を上回る独立性が保障されているように思います。ミャンマーは民主主義国家というふざわしい法制度が整備されており、今後、裁判所の運用により、世界の国々から真に民主主義国家であると評価される国家になっていくであろうと私は考えます。

つぎに1つ質問があります。ミャンマーはわが国と異なり憲法裁判所が設置されていますが、最高裁判所において法律の規定の合憲性が問題となった場合に、最高裁判所は法律の規定の合憲性を判断することができるのでしょうか。もしできないとすると、最高裁判所としてはどうするのでしょうか。合憲性の論点を憲法裁判所に移送するのでしょうか。それとも法律の規定は有効であることを前提として、事件について判断することになるのでしょうか。教えていただきたいと思います。

(松尾) 堀籠先生、どうもありがとうございました。この点については最高裁判所のセイン・タン事務局長、お答えいただけますでしょうか。

(タン) 憲法に合致するか否か、合法か否かという判断についてですけれども、裁判所のそれぞれの級に判断を委ねて、上に上げていくことになります。

したがって、それが郡区における問題として取り上げられた場合には、そこでコメントを付けて、その上の上級の県の地方裁判所、そして管区、州の高等裁判所、そして最高裁判所に上がることになります。さらに、憲法の解釈、法律や行政処分の合憲性は、最終的には憲法裁判所で判断されることになります。合憲か否かを決めることに関する手続法もございます。ですからそれに則って、その手続で合憲か否かを判断することになります。そして下された決定を問題が発生したところに下ろしていくという形になります。

（松尾） ありがとうございました。堀籠先生、よろしいでしょうか。それでは続きまして、日本における司法制度改革の成果について、今度は市民の側から見た司法アクセスの進展について、矢吹公敏先生からコメントをいただけますと幸いです。弁護士の目から見てどのような変化を感じておられるでしょうか。

（矢吹） ありがとうございます。矢吹です。日本の司法改革の大きな目標は、社会の隅々にまで法の支配を及ぼすということです。社会の隅々にまで法の支配が及ぶということは、市民社会の隅々にまで司法がその役割を担っていかなければならぬということです。

市民社会が育つということがその国のグッド・ガバナンスを強化することにつながりますので、司法がいかに市民社会を強化するかという役割を担わなければならぬわけです。そのために今から簡単に、人とお金と物と、物は制度というふうに聞いていただきたいのですが、それについてお話ししたいと思います。

最初に人ですけれども、司法を担う弁護士、裁判官、検察官の人数ですが、日本では2000年から2011年までの間に、弁護士は約1万7,000人から約3万500人へ、約1万3,500人が増えました。裁判官はその間2,850人まで約600人増え、検察官は2011年に1,800人と、約400人増えていますので、弁護士人数の増加は顕著なわけです。

弁護士のサービスを市民が受けるために国がお金を出すという法律扶助、リーガル・エイドの制度が強化され、現在は165億円程度の法律扶助予算に

なっています。また制度としては、2006年に日本司法支援センター、リーガル・サポート・センターができて、公的な費用で刑事弁護、そして民事の法律扶助、そして無料の法律相談を全国各所で実施しています。例えば、地方裁判所での刑事事件の弁護士の受任率は99%以上になっています。

最後に、弁護士を中心としたリーガル・サービスが全国に行きわたるために、このリーガル・サポート・センターが全国各所に事務所をもっています。また日本弁護士連合会が、ひまわり公設という公設事務所、パブリック・オフィスをもっています。

その結果、現在、裁判所の支部に1人も弁護士がいないというところはなくなりました。2カ所ほど1人しかいないところがありますけれども、このように全国に弁護士が散って、市民に対してリーガル・サービスを提供できることを実現したのが司法改革だと思います。以上です。

(松尾) どうもありがとうございました。今、矢吹先生から司法アクセス改善のための法律扶助 (legal aid) の提供の状況についてお話しいただきましたが、ミャンマーにおいてはいかがでしょうか。ミャンマーにおける司法アクセスの改善方策として、先ほど高等裁判所14カ所の設置をはじめ、司法アクセス改善が進んでいるというお話を伺いましたが、他方で、弁護士の活動や法律扶助、リーガル・エイドの提供の状況についてはいかがでしょうか。ティン・ティン・ヌウェ判事、もしよろしければお答えいただけますでしょうか。

(ヌウェ) まず、ミャンマーでは弁護士は2種類ございまして、1つは上級弁護士、もう1つは法廷弁護士という2種類の弁護士がございます。まず上級弁護士ですが、郡の裁判所、または県の裁判所では上級弁護士が常駐しております、ほとんどのクライアントに対応できる状態です。また州、管区の高等裁判所では法廷弁護士が対応している状況です。2007年7月のデータによると、法廷弁護士は8,772人、上級弁護士は3万9,427人に上っております、現在ミャンマーでは弁護士がクライアントに対応できる状況になっております。

もう1つ、金銭的に不備のクライアントに関しては無料で弁護士が付くという制度もございます。ミャンマーの法務総裁府 (General Attorney Office) から

その費用を出しております。とくに重罪の事件においては、このような無料でサービスする弁護士を付けている制度がございます。

（松尾） テイン・ティン・スウェ判事、どうもありがとうございました。ミャンマーにおいては弁護士による法律扶助の活動がすでに相当活発に行われているようあります。ありがとうございました。

さて、司法制度改革においては、法律を整備するだけではなくて、それを担う法曹の能力とか倫理を養成することの重要性と同時に難しさが指摘されております。この点について鹿内徳行弁護士からコメントやご質問があれば、お願いしたいと思います。

（鹿内） では、私から質問をさせていただこうと思います。ミャンマーの法律家、弁護士については、今コメントを少しいただきましたが、あまり弁護士の実態についてはテーマとなっておりませんでした。仮に私どもの依頼人がミャンマーに進出することになった場合に、当然ミャンマーの法律事務所に弁護士を依頼したり交渉したりすることになると思います。けれども、そのときに私どもないし依頼人が考えることは、ミャンマーの弁護士はどの程度独立性があるのか、また倫理性はどのようにして担保されているのかということがやはり気になるものです。

これは、本来は弁護士の方からお話を伺うべきなのでしょうけれども、裁判所から見たミャンマーの弁護士、法曹の独立性とか倫理性についてはどのようにご覧になっているか、コメントをいただきたいと思います。

（松尾） ありがとうございました。この点についてはどなたに伺うべきか分かりませんけれども、セイン・タン判事、あるいはトゥー・ジャー判事、お答えいただけますでしょうか。

（タン） 今のご質問についてまとめてお答えします。まず先ほど述べましたようにミャンマーには弁護士は2種類ございまして、上級弁護士と法廷弁護士があります。外国投資家がミャンマーにおいて、安心して、安全に投資を行うために法律事務所に何らかの依頼をした際に、この弁護士が不正な、または正確でない対応をした場合、法廷弁護士に関しては、法廷弁護士を管理するバーカ

ウンシル、弁護士委員会というのがあります。弁護士委員会は、法務総裁府の総裁が管理しています。その委員会の構成は11名です。6名の一般市民の中の弁護士と、最高裁の長官が任命する裁判官、その他の裁判官からなる11名で構成しています。

法廷弁護士が不正な行為をした場合は、連邦最高裁に申立てをすることができます。最高裁から弁護士委員会に依頼してそれを調査します。もし不正がある場合は、最高裁の判断として取り締まることになっております。

また、上級弁護士の不正行為に関しては、最高裁がまず審議し、県の裁判所に移送します。県の裁判所の判断に基づき、最高裁からの命令によって不正行為に関して処理をするという制度になっております。

(松尾) どうもありがとうございました。鹿内先生、よろしいでしょうか。

最近の司法制度改革では、いずれの国も司法アクセスを充実させるために様々な手段を試みておりますけれども、ミャンマーの状況をめぐって鹿内先生から何かさらにコメントやご質問がありましたらお願ひいたします。

(鹿内) 私がいくつか読んだ本の中では、ミャンマーは古くからあまり争わない伝統があり、住民同士で公平性を保ち仲良くしようということで、話し合いを解決するが多く、実際に争うことは少なかったと本に書いてあります。

本日は裁判所の観点から、紛争をどう解決するかという説明があったのですが、他方でそのような非司法的な解決は今でも行われているのでしょうかというのが最初の質問です。

2番目は、裁判外での紛争解決方法、和解とか調停とか仲裁(arbitration)のようなものが現在、制度としてあるのか、またそのようなことを積極的に採用するような方向にあるのか、今後のことも含めてコメントをいただければと思います。

(松尾) この点についてはいかがでしょうか。もし可能であれば、ティン・ティン・ヌウェ判事、お答えいただけますでしょうか。

(ヌウェ) ミャンマーでは裁判外紛争解決という制度はとくに設けておりません。それに関する特別の組織も設けておりません。紛争が起こった場合に、両

当事者側の同意によって人を選び、その者を介して紛争を解決するということはあります。

ミャンマーには仲裁法がございまして、1944年に制定されております。仲裁制度に関しては、貿易における紛争解決委員会が管理しております。ほかの方法はあまり見られておりません。現在のミャンマーの状況から見ると、経済的な発展とともに紛争が増加するであろうと予測されますので、仲裁法に関する改定がこれから予定です。

（松尾） ティン・ティン・ヌウェ判事、どうもありがとうございました。鹿内先生、よろしいでしょうか。

つぎに、ミャンマーにおける刑事手続に関して、先ほどトゥー・ジャー判事から講演をしていただきましたけれども、さらにその特色、あるいはお感じになった点について、野口元郎国際協力部長からコメントをいただければと思います。野口部長は国内の刑事訴訟だけでなく、刑事司法分野での国際協力に携わってこられましたので、そういう広い視野から見て何かお感じになっている点がありましたらお願ひいたします。

（野口） それでは若干のコメントと質問を1つ申し上げたいと思います。コメントとしましては、先ほど来、長官から、法の支配が何よりも重要であるという大原則を示されましたし、また現在、司法関係を含む不正行為の防止が最大の課題であるとおっしゃっていて、非常に裁判所として独立した清廉な司法の確立に対して最大の努力をされているというふうにお聞きしました。

それからさらにトゥー・ジャー長官からも刑法上の諸原則についてご説明がありましたが、伺う限りでは、国際的に広く通用している、いわゆる国際標準といわれているものがミャンマーでも制度上確立して実施されているというふうにお聞きしました。

1つだけ質問と申しますのは、先ほどの発表の中で裁判の公開に関するご説明がありましたが、私の聞き間違いかもしれませんが、判決だけが公開されているというふうなご説明だったと思います。国際標準では、判決だけでなく、裁判の審理全体を可能な限り国民に公開することが要請されております。この

点は制度上、または現状どのようになっているのかお教えいただければと思います。

(松尾) ありがとうございます。この点についてはトゥー・ジャー判事からお答えいただけますでしょうか。

(ジャー) ミャンマーでは、公開という観点に関しては、審理の手続からも公開しているということです。判決だけではなく、すべてを公開しています。

(松尾) ありがとうございます。野口部長、よろしいでしょうか。

ところで、ミャンマーは、先ほどもお話が出てまいりましたけれども、多民族国家であり、日本とは必ずしも同じでない、困難な問題の状況に置かれているようにも思えます。こうした背景事情の相違は、法改革や司法制度の発展、あるいはそのペースに大きな影響を与えるとも考えられます。こうした点について、山本信人教授からご質問や問題提起をしていただければと思います。お願ひいたします。

(山本) 山本でございます。私は政治学を専攻しているものですから、法律を専門にする方、あるいは法曹界の方の中にいることは非常に心地が悪い状況でして、その心地の悪さから質問をさせていただきたいと考えております。

ビルマには政府によって公認された135の少数民族、マイノリティーがいると承知しております。残念ながら独立後のビルマにおいて、連邦政府あるいは州政府との間で必ずしも良好な関係を保つことができていない少数民族があることも承知しています。

しかし2008年の憲法改正、ここにいらっしゃいますトゥン・トゥン・ウー長官が草案を書かれた憲法改正以降、民主化が進む過程で、こうした今まで不幸な歴史をもってきた少数民族との関係も改善される傾向にあるということを認識しています。

おそらくこれから民主化を進めていく過程で、司法改革、司法制度、法改革とも関連する形で課題になってくるものの1つに、こうした少数民族の権利の保護あるいは拡大ということがあると考えます。

そこで質問ですが、政治的な話にしたくないので、制度的なことに関して質

問させていただきます。少数民族の人たちは、今日お話しいただいた司法制度の改革、法改革に関してどのように信頼をもつようになってきているのか、あるいはそれがまだ道途中なのか、制度に対する信頼醸成を、法曹界の中にいる方、裁判官の方として、どのように成し遂げることができると考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

(松尾) この問題については、トゥー・ジャー判事からお答えいただけますでしょうか。

(ジャー) この質問に関しまして、私自身はカチン州出身のカチン族で、少数民族です。2008年の憲法には、いかなるミャンマー国民も法律によって公正公平にならなければならないと書いてあります。それゆえに、皆が平等であり、公正公平に憲法上は保護されております。この憲法は全国の国民が投票することによって制定された憲法です。以上です。

(松尾) トゥー・ジャー判事、どうもありがとうございました。そういう状況が段々と進んでいることが窺われるかと思います。

それでは、今後ミャンマーと日本がさらなる法改革に向けてどのような協力をすることが可能か、とくに力点を置くべき観点とか法分野について、再び野口部長からご提案やビジョンがありましたらお聞かせいただけますでしょうか。とりわけ、これまで法整備分野の国際協力のお仕事をされてきた経験から、ご提言があればお願いいいたします。

(野口) 先ほど外務省からもご説明がありましたとおり、日本政府は本年(2012年)4月に首脳レベルで合意がなされました、日本ミャンマー共同イニシアチブの実施に向けて、8月には官民連携タスクフォースを立ち上げ、関係官庁が民間諸団体等と協議しながら、色々な分野での協力を立ち上げ、実施することについて、連携して協議を始めているところです。そういう枠組みの中で、法務省といたしましても、外務省、JICAなどと協力しながら、ミャンマーに対する法整備支援を立ち上げる準備を進めているところです。

本日、長官からご紹介があったように、ミャンマーの法制度は、三権分立の枠組みの中で、法の支配を重視し、民主的な制度として制度的に確立されてい

るとお見受けしますが、他方、長官からご紹介があったように、色々な課題にも取り組んでおられる状況と思います。

そこで日本政府といたしましては、このようなミャンマー側の司法関係機関の取組みに対するお手伝いができるだけしたいと考えまして、現在、最高裁判所、それから法務総裁府など、関係の主たる機関との間で協議を重ねているところです。

日本政府といたしましては、ミャンマーの法の支配の確立、そして長官が指摘されましたような独立で透明性のある効率的で機能的な司法制度の推進のために、色々な分野でお手伝いができるのではないかと考えております。

今回、長官一行が来日され、日本の関係機関を訪問されたことなどによって、日本政府としてどのような協力ができるか、具体的なご示唆がいただけるのではないかと考えております。

具体的な支援の対応や分野に関しましては、いまだ協議中であり、ここで発表できる段階にありませんが、ミャンマー政府の短期的な緊急のニーズと、それから中長期的なニーズと、双方について十分対応できるような包括的な支援の枠組みを立ち上げたいと努力しているところです。

長官が強調されました法の支配の徹底、それから不正行為の防止、このようなことに中長期的に対処していくための人材育成、キャパシティー・ビルディングなども含めたご協力ができるように現在検討中です。また、いわゆるビジネス・ローなどの改正、または起草などの喫緊のニーズに関しましても、できるだけお手伝いできるような枠組みをつくりたいと考えております。

今後このような支援を実施していくに当たりまして、法務省、JICA、外務省だけでなく、他の国々に対する法整備支援と同様、最高裁判所、日弁連、大学など、いろいろな関係の方々から協力をいただきながら進めていきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

(松尾) 野口部長、どうもありがとうございました。日本とミャンマーの政府間の協力の枠組みについて、非常に貴重なご指摘をいただいたかと思います。

さて、今話題になりました協力の在り方について、もう少し考えてみたいと

思います。とくに日本弁護士連合会では、アジア諸国における司法アクセス会議をこれまで4回ほど開催してきた実績がございます。日本とミャンマーとの経済交流が深まる中で、司法アクセス会議には今後ミャンマー弁護士会からの参加も不可欠ではないかと考えられます。この点について、矢吹委員長からご提言などがあればお願ひいたします。

(矢吹) ありがとうございます。先ほどお話ししたように、市民社会の構築強化がその国の法の支配を強化すると思います。したがって日弁連では、市民が司法にアクセスすることを容易にできるような制度を、アジアの国々の方々と一緒に考えていこうという取組みを、ここ5年ほどしています。

今までクアラルンプール、ブリスベン、東京と3回、アジア司法アクセス・ネットワーク会議を開催しました。東京の会議はJICAから支援を得て開催し、アジアから法律扶助の専門家、弁護士会の代表をお呼びして、約13カ国の方々に来ていただき、それぞれの国の司法アクセスの問題点、そしてその問題点をどう解決したらいいかという方法論を皆で議論してきました。

今年はラオスに焦点を当てて、ビエンチャンでラオスの司法アクセスについて会議を行い、マレーシア、ベトナム、カンボジアからその専門家を招聘して議論しました。そこで分かったことは、やはり近隣の国の悩みというのは非常に似ているのではないかという点です。

例えば、ラオス、それからベトナムでは、いずれも裁判所に加えて村落調停が非常に活発に行われているという点が指摘できます。また、司法アクセスといっても、裁判所のアクセスというよりは、一般の市民の人に法律を説明する、法律を理解してもらうという法律の普及活動が一番重要なのだという点もあります。こういう点が実は近隣諸国の方々同士で話し合っていただくとよく分かりました。

来年もまた、カンボジアまたはベトナムで、アジア全体の司法アクセス会議を開催しますので、ぜひトゥン・トゥン・ウー長官にご尽力いただいて、ミャンマーからも代表の方、専門家の方に来ていただければと思います。是非よろしくお願ひいたします。

(松尾) ありがとうございます。今後、日本の司法アクセスの充実に向けた市民レベルでの交流や協力を促すためには、ミャンマーと日本の市民社会レベルでの交流も重要な役割を果たすと考えられます。そうした国際的なコミュニケーションの在り方や促進について、山本教授からご提言、コメントがございましたらお願ひいたします。

(山本) 今日、ランチの時間にトゥン・トゥン・ウー長官と親しく話をさせていただきました時間をもつことができました。そのときに非常にオープンに、しかも私のような初めて会った人間に対しても率直にお話しくださいたことが非常に印象に残っています。

実は私には何人かミャンマー出身の友人がいます。彼らは今、香港、シンガポール、ワシントン、パリ、あるいはニューヨークでそれぞれ活躍している私の友人たちです。今日長官とお話ししたときに感じた非常にオープンな性格、あるいは話好きなところは、私の友人たちと非常に似ているところがあるなとあらためて認識しました。おそらくミャンマーの方と日本の人間は友人になりやすいのではないかという気がしております。政府のレベル、あるいは企業のレベルでの両国との交流は今からどんどん進んでいくことだと思いますが、一方で一般市民といいますか、学生レベルでの交流はこれから課題だと思っております。

私には好きな言葉があります。それは「未来からの留学生」という言葉です。今日この会場にミャンマー出身の留学生の方がいらっしゃいますし、将来もしかしたらミャンマーとの関係を担う人材となる若い学生、大学院生、慶應の大学院生、学生がいるかもしれない期待をしています。そうした若い方の交流、学生レベルでの交流が、将来、両国の関係をより強靭なものにしていくでしょう。そういう意味で、未来からの留学生という若い世代の人たちに、私はこれから両国関係の進展と発展と深いきずなを期待したいと考えています。

最後に、今日このような素晴らしい時をもてましたことをきっかけに、是非私は慶應義塾には、慶應義塾大学とミャンマーの大学との交流を進めていただ

きたいと切に願う次第です。

（松尾） 山本教授、未来へ向けての夢のあるご提言をどうもありがとうございました。

すでに17時半を回ってしまいました。司会の不手際で皆様を長時間にわたって椅子に縛り付けてしまいましたこと、それから、とくにフロアからの質問を本来は受けるべきところですが、時間がなくなってしまいましたことをお詫び申し上げます。

本日の講演およびパネル・ディスカッションは、ミャンマーと日本の法分野における協力に向けた基盤づくりの小さな一歩にすぎないかもしれません、着実な一歩を踏み出せたのではないかと思います。トゥン・トゥン・ウー長官をはじめ、ミャンマーからお越しいただきました5名の裁判官、それからパネル・ディスカッションにご参加いただきました5名の日本側パネリストの皆様、それから何より最後まで長時間お付き合いいただきました会場の皆様に心から感謝申し上げます。

それではこれでパネル・ディスカッションを閉じさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。